
監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

平成 24 年 10 月 15 日

那覇市監査委員

大 嶺 英 明

同

宮 里 善 博

同

久 高 将 光

同

喜 舎 場 盛 三

平成 24 年度前期定期監査の結果に対する措置について (公表)

平成 24 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 24 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置状況について**都市計画部****○ 都市計画課****負担金の支出について (注意事項)**

都市モノレール等計画自治体協議会へ交付された負担金の収支状況について、前回の定期監査における平成 21 年度交付先団体決算収支比率 (18.0%) が極端に低く、剰余金として翌年度へ繰り越していることを注意事項と指摘され、改善する旨の措置状況が報告されてきた。しかしながら、本年度の定期監査においても平成 22 年度交付先決算書で確認した結果、収支比率が (20.6%) であり改善の様子が見られない。

負担金 (4 万円) は支出額の多寡にかかわらず、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

都市モノレール等計画自治体協議会は、加盟自治体が協調して都市モノレール等の建設の実現並びに都市モノレール等の建設・運営に伴う諸問題の解決を図ることを目的として設置されております。

当該協議会によると、負担金を使い都市モノレール等の計画、建設、経営に関する調査を実施することとし、調査研究ができる費用の財源として留保していることから、収入に対する支出の割合が少なかったとのことであります。

なお、去る6月に開催された協議会において、当該留保金の取り扱いについて討議案件として取り上げてもらい、本市から問題提起しております。それを受け、当該協議会事務局にて、現在各協議会加盟自治体にアンケート調査が行われております。その結果を踏まえ、本年11月頃に予定されている今年度第2回協議会にて再度、議論される予定であります。

○ 区画整理課

(1) 真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金収入の調定について(注意事項)

真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金については、交付決定日が平成23年4月1日、平成23年7月27日及び平成24年2月8日の3回に分けて通知されているが、平成24年3月31日現在、収入調定がされていない。
補助金の収入調定の時期は交付決定日となっているので、那覇市会計規則第20条に則って適切な会計処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本来、県からの通知により収入調定を起案するべきでありましたが、なされていなかった現状を反省すると共に、今後は調定洩れが無いように通知が届き次第、収入調定を起案致します。

(2) 真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の不納欠損について(注意事項)

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金のうち、2件で708万6,867円が平成17年度に時効が成立しているにも関わらず、平成23年度に不納欠損処分を行っている。

不納欠損処分については、那覇市会計規則第40条では「課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、歳入不納欠損調書兼通知書により会計管理者に通知しなければならない。」と規定している。

清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

換地処分に対する他の行政不服審査請求団体の裁決を待ってから不納欠損処分する予定でありましたが、裁決が大幅に遅れてしまったために処分の時期を逸してしまいました。

今後、清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努めてまいります。

(3) 備品の管理について (注意事項)

区画整理課は、真嘉比古島第二土地区画整理事務所から平成 23 年 3 月に銘苅庁舎へ移転している。その理由は、同事務所の敷地が公園予定地になっていたことや真嘉比古島第二地区土地区画整理事業の終了が近いこと等によるものである。

事務所移転に際し、不用となった備品について、所定の手続きを経ずに廃棄しているものが見受けられた (気圧計その他 28 件)。

備品の管理、処分等にあたっては、那覇市物品会計規則に則って適切な手続きに努められたい。

□ 注意事項に関する措置

区画整理課の備品等については、処分した備品等は老朽化して財産価値も有していない状況だったので事務所移転に伴って処分しましたが、管理台帳への記載を怠ったことにより、備品台帳の管理が不十分でありました。今後は同じことが起きないように留意すると共に、物品会計規則に基づく手続きを踏まえて処理していきます。

建設管理部

○ 道路建設課

(1) 予算の執行管理について (要望事項)

里道整備事業 (注 1) の設計工事等委託料については、当初予算 40 万円を執行せず、同事業の維持補修工事費に全額を流用している。

また、道路新設改良事業 (旧活力交付金) の設計工事等委託料については、松城中学校東側地滑り危険個所の地質調査が必要となり、同事業の当該業務委託料において予算不足が生じたため、当初予算 500 万円を執行せず、当該業務委託料へ全額を用途変更している。

当該地質調査については、平成 23 年 7 月頃に地滑り危険個所が発見された後、業務委託契約日が平成 24 年 3 月 28 日であることから、緊急性は認められず、補正予算での対応も可能であったと思われる。

予算の流用等による財源確保は、原則として、補正予算の議決までに間に合わない事態が生じた時など、緊急やむを得ない場合に行うべきであり、安易に流用で対応せず補正予算を行う等、適切に対応されたい。

また、当初予算は、その事業の必要性から確保したものであり、執行せずに流用財源に充てるようなことがないよう、適切に予算執行されたい。

(注 1) 里道 (りどう) とは、道路法の適用のない道路のことで、小さな路地やあぜ道、山道などである。本市では、道路として機能している里道について整備事業を実施している。

□ 要望事項に関する措置

今後このようなことがないよう、適切な予算執行に努めてまいります。

(2) ホームページの更新について (注意事項)

道路建設課ホームページの更新日が平成 20 年 3 月 24 日となっており、4 年以上も更新されてない。那覇市公式ホームページ運営管理要綱第 19 条においては、課等のページ及びコンテンツを定期的に見直し、必要に応じて更新しなければならないと規定されている。

生活に密着する道路事業について最新の情報を提供できるよう、ホームページを適切に更新されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、10 月初旬の更新に向け関係課と調整を進めております。

今後は、ホームページの適切な更新に努めてまいります。

○ 花とみどり課

公園文化財発掘調査業務委託の予算計上について (注意事項)

公園文化財発掘調査事業は、二つの文化財発掘調査業務委託料として当初予算額 5,222 万円を計上している。

各発掘調査業務の当初予算額に対する予定価格は、ナイブク古墓群発掘調査は当初予算額 3,290 万円に対し予定価格 2,877 万円、首里崎山古墓群発掘調査は当初予算額 1,932 万円に対し予定価格 1,302 万円となり、当初予算額と予定価格の差額合計が 1,043 万円となっている。

また、実際の予算執行においては、指名競争入札の結果、ナイブク古墓群発掘調査は落札率 56.8%、落札差額約 1,242 万円、首里崎山古墓群発掘調査は落札率 77.4%、落札差額約 294 万円となり結果として多額の予算残額 (2,452 万 7,243 円) が生じ、これを公園整備事業補償金へ流用している。

文化財発掘調査業務委託料は、教育委員会文化財課が見積った調査費用を予算計上し、当該文化財課に委託して事業を実施していることから予算編成に当たっては、教育委員会文化財課等関係機関と事前調整を密に行い見積額を精査の上、実態に合った適切な予算編成となるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

公園文化財発掘調査業務委託の予算計上については、過去の業務委託費の実績から実績単価を算出し、予算計上の際の見積もり業務委託費と比較検討を行うなど、予算の妥当性について検証するよう文化財課に提案を行っており、今後の予算編成に向けて継続して協議を進めていきます。

○ 建築工事課

(1) 宇栄原市営住宅第 2 期建替事業 (工事監理) 業務委託の随意契約について (要望事項)

宇栄原市営住宅第 2 期建替事業 (工事監理) 業務委託 (平成 23 年度から平成 24 年度までの債務負担行為額 3,675 万円、平成 23 年度契約額 1,157 万 6,000 円) は、工事監理業務と設計業務とは一連の業務として行うことが合理的であることを理由に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により設計業務受託事業者と随意契約を締結している。

市営住宅建替工事監理業務委託の随意契約の予定価格は、「建築設計業務等

積算基準」等に基づき、算出した積算額に設計業務の請負率（落札率）を乗じた金額を予定価格としており、当該算定方法は、契約検査課と調整の上、建築工事課内で決定している。

随意契約における予定価格の算定方法は、重要な取扱基準である。よって、市営住宅建替工事監理業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う場合は、建設管理部として取扱基準を文書で定められたい。

□ 要望事項に関する措置

工事監理業務を当該工事の実施設計者に随意契約で委託をする場合は、「業務価格に当該建築物の実施設計入札時における『当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額/当初予定価格の基となる業務内訳書記載の業務価格』の比率を乗じた額に消費税を加えた額とする」として「工事監理業務を随意契約とする場合の取り扱い基準」を作成し、平成24年7月26日付け建設管理部長決裁をもって決めました。

(2) 公有財産台帳の整備について（注意事項）

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、本来は、昭和59年度、昭和60年度及び平成14年度に市営住宅課へ所属換えの手続きを取らなければならないが、市営住宅課への所属換え依頼が口頭で行われたことから、手続きが取られていない。

那覇市公有財産規則第25条第1項（所属換え）の規定に基づき、速やかに市営住宅課と協議を調え、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、用途名称や登記時期などの一部不明瞭な部分もあることから、現在は、市営住宅課と調査及び協議を行っている状況です。今後は協議が調い次第、所定の手順に沿って所管換えの手続きを行っていきます。

○ 道路管理課

公有財産取得通知について（注意事項）

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」（製作費1,800万円）は、平成23年11月7日に市街地整備課から管理引継通知を受けているものの公有財産の取得通知の手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条（財産の取得通知）の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」は平成24年6月4日に公有財産取得通知を行い、今後も適切に財産管理を行っていきます。

○ 公園管理課

(1) テレホンカードの管理について (要望事項)

当該テレホンカードは、平成 4 年 9 月の福州園開園を記念して作成され、平成 23 年度の年間販売枚数は 57 枚、平成 24 年 3 月 31 日時点での在庫は 2,089 枚となっている。

しかし、当該テレホンカードが作成されてから今年度で 20 年間を経過することになり、現在の販売実績では、完売するまでに今後 30 年以上かかる計算になっている。上記、物品等の財産の適切な管理、活用に関しては、販売促進の方策を講じるほか、換金等の処分を含めて検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

テレホンカードにつきましては、現在の販売案内を含め、福州園の出入り口付近に案内板等を設置し販売促進に努めるほか、電話通話料の支払いに充てることを検討していきます。

しかしながら、テレホンカードは地方自治法で公有財産にあたり、電話通話料の支払いに充てるためには、議会の議決が必要となることから準備も含め検討していきたいと考えております。

(2) 公園維持管理費の流用について (要望事項)

公園維持管理費について、11 節の需用費 (修繕料) から 13 節の委託料へ 250 万円の流用額がある。この流用額は、平成 23 年度の台風第 2 号 (平成 23 年 5 月 28 日沖縄本島接近) 及び第 9 号 (平成 23 年 8 月 4 日沖縄本島接近) の襲来等で樹木の倒木処理に緊急に対応するために行った委託料である。

地方公共団体の経費の支出は、会計年度の途中において予定外の支出や予算額を超過した支出が必要になる場合は、補正予算案を編成し、議会の議決を経て補正予算として支出することとなるが、特に行政上の必要が認められる場合や補正で対応するいとまがない場合に限定して予備費充用や予算流用が認められるものである。

今回の流用は、緊急な行政上の必要があり、補正で対応するいとまがない場合に該当するということであるが、当初予算に計上されていた修繕料 (施設等) の執行計画や目的が損なわれないようにできるだけ当該年度において適切な予算措置に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

修繕費は、日常管理として公園施設の修繕に要する予算であります。平成 23 年度の第 2 号及び第 9 号の台風襲来による樹木の倒木など、緊急に樹木の剪定、撤去が必要となったもので、議会の議決を得るいとまがなく急遽、修繕費から委託料への流用で対応したものであります。公園施設の管理上、台風などの予測、想定できない緊急事態に対応をしなければならないことがあります。当初予算での計上は厳しいものであります。

当初予算に計上された予算については、本来の支出目的に執行すると共に、緊急時の予算対応については、その都度、予備費充用等も含めて財政部署と調整していきたいと考えています。

○ 市営住宅課

(1) 市営住宅老朽化対策費の執行について (注意事項)

市営住宅老朽化対策費に係る修繕料(施設等)のうち、平成24年3月31日現在で424万950円の執行額が支出負担行為としてなされていない。また、同予算は、年度末において、528万3,200円の予算残額がある。

地方自治法及び那覇市予算決算規則第22条の規定により支出負担行為は、原因となる行為があったときに速やかに適時に行わなければならない。

また、多額の予算残額については、当初予算編成時に過大な要求がなかったのか又は執行できなかった原因は何かを検証し、適切な予算管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、那覇市予算決算規則を職員に周知し、今後は、当該規則に従い注意を払って適切な事務処理に努めてまいります。

住戸内の剥離箇所の修繕実績に基づき予算残額が生じており、今後は当該年度の早い時期に発注し、効率的な予算管理に努めます。

(2) 財産管理について (注意事項)

市営住宅にかかる土地の一部並びに平成22年度及び平成23年度に完成した建物について、建築工事課から市営住宅課への公有財産の所属換えがなされていない。

建替工事等の建設が完了し、供用開始された市営住宅については、建築工事課と公有財産の所属換えに関し、連絡、確認等を十分行い、那覇市公有財産規則第25条第1項(所属換え)の規定に基づき、協議を調え、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

建物については、那覇市公有財産規則第25条の規定に基づき所属換えをいたしました。土地については、建築工事課と協議を進めており、今後は、当該規則に従い、適正な財産管理に努めます。

(3) 石嶺市営住宅給水本管の漏水について (注意事項)

那覇市上下水道局の検針(平成23年6月20日及び8月19日)により市営住宅課管理にかかる石嶺市営住宅給水本管の経年劣化による漏水が判明し、それによる漏水分の水道料金として2分の1減額後の161万7,974円の請求を受けて、その支払いを用途変更により対応している。

市営住宅及び附帯施設の管理には、十分な注意をもって管理する必要があるため、当該漏水が早期に発見できなかったのかどうか検証し、那覇市の所有にかかる給水管の管理については、上下水道局との確認、連絡等の連携を密にして、市営住宅及び附帯施設の適切な管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、市営住宅の漏水の早期発見について平成24年6月15日付け那覇市上下水道局に依頼し、毎月の検針結果から差水量の早期把握に努めております。

消防本部

○ 総務課

歳出予算の計上について (注意事項)

無線機保守点検業務委託は、予算現額 110 万 4,000 円に対し、執行済額が 46 万 2,000 円、執行率 42%と著しく低くなっている。これは、前年度実績を参考の上、見積書を 1 者のみから徴取したことによるものである。

予算計上に際して見積書を徴する場合は、複数者から徴取するなどし、適切な予算計上に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

予算計上する際は、複数者から見積書を徴するなど市場価格等を十分に調査し、適性価格を予算計上するよう努めていきます。

○ 救急課

救急搬送について (要望事項)

救急出場件数は、近年増加傾向にある。平成 23 年度は、1 万 7,307 件となっており、前年度比較で 1,545 件増加している。平成 23 年度には、救急隊数は 6 隊、専任救急隊 48 人 (うち救急救命士 32 人) とし、1 隊増やしたものの、総務省消防庁による「消防力の整備指針」(平成 20 年 3 月消防庁告示第 2 号) を那覇市に当てはめると、おおむね 8 隊となる。

病気や事故などの発生時において、救急活動の遅れは市民の生命に直接影響を与えることが懸念されることから、整備指針に則り救急隊の隊数確保に努められたい。

一方、平成 23 年度消防年報によると、傷病程度別搬送人員は、死亡 194 人 (1.2%)、重症 690 人 (4.4%)、中等症 5,513 人 (35.5%)、軽症 9,140 人 (58.8%) となっている。このうち、平成 23 年内での救急車頻回利用者 (注 1) 上位 3 人は下記のとおりとなっている。

軽症利用者や頻回利用者の増大は、適切な救急搬送業務の障害になる懸念もあることから、急病でない搬送依頼や、頻回利用者による搬送依頼について、当該利用者への救急車の適正利用を促すとともに、行政関係課、医療機関等との連携をより密にして軽症利用者や頻回利用者の縮減に努められたい。

(注 1) 救急車頻回利用者

救急車を頻回に利用した者

傷病の程度が軽症を占める者

救急隊の迅速な活動が阻害される者

救急車頻回利用者 平成 23 年 1 月から 12 月まで

順位	利用件数	性別・年齢
1	353	男・80 歳代
2	125	女・50 歳代
3	116	女・50 歳代

□ 要望事項に関する措置

救急隊の隊数確保については、那覇市の消防及び防災等の整備計画の策定を進める中で関係部局と調整しながら全庁的な立場から検討し増隊に向け努めてまいります。

頻回救急利用者の縮減については、昨年から、消防を含む市関係部局及び医療機関と密接な連携を図り、相互に協力をしながら頻回救急利用者へ個別訪問などの取組みの強化を行ない著明に救急要請の縮減を行なうことができました。

しかし、さらなる縮減を目指して、これまで継続的に実施してきました頻回救急利用者宅への個別訪問、救急・防災フェア、各種救命講習会、広報紙「なは市民の友」や高規格救急自動車のリアガラスに広報文を掲示し市民に広く救急車の適正利用について広報を強化し軽症利用者の頻回利用縮減に努めてまいります。

正	誤
---	---

○ 那覇市公報第1577号の正誤

2012(平成24)年8月1日付け那覇市公報第1577号の那監公表第4号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂正前	訂正後
415ページ	上から13行目	1万7,037件	1万7,307件